

西佐賀水道企業団水道事業の設置等に関する条例

(昭和42年4月1日条例第1号)

改正	昭和50年10月1日条例第2号	昭和51年12月25日条例第4号
	昭和63年9月30日条例第1号	昭和63年12月6日条例第2号
	平成元年9月14日条例第5号	平成9年12月25日条例第2号
	平成16年12月27日条例第1号	平成17年2月25日条例第1号
	平成19年9月28日条例第2号	

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を佐賀市、小城市及び白石町の住民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、佐賀市久保田町、小城市芦刈町、小城市牛津町、小城市三日月町及び白石町の区域とし小城市三日月町及び白石町については別表に定める区域とする。

3 給水人口は、42,500人とする。

4 1日最大給水量は、18,910立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、水道事業の企業長(以下「企業長」という。)の権限に属する事務を処理させるため、西佐賀水道企業団に事務局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積り価額)が700万円以上の不動産若し

くは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第 5 条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67)第243 条の2第4項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付き寄附の受領等）

第 6 条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その全額又はその目的物の価格が300万円以上のもの及び法律上、西佐賀水道の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

（業務の状況の公表）

第 7 条 企業長は、水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、企業長は、できるだけ速やかにこれを公表しなければならない。

(管理者の設置)

第 8 条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者をおかないものとする。

附 則

- 1 この条例中第1条、第2条、第4条から第6条まで及び附則第2項の規定は、昭和42年1月1日から、第3条、第7条及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 昭和42年1月1日から同年3月31までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第4条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年法律第120号)附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。
- 3 西佐賀水道事業の業務の状況を説明する条例(昭和41年条例第3号)は、廃止する。

附 則(昭和50年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第1号)

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第1号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

別 表

小城市 三日月 町 給水 区域	緑、立物、芦田、道辺、三ヶ島、堀江、島溝、遠江、久本、社、金田、江口、立石、江利、五条、樋口、大寺、初田、佐織、高田、四条、長神田、仁俣、甲柳原、戊、石木、深町、吉原、東分、西分、岡本、杉町、大地町、今市、深川、赤司、袴田、土生
白石町 給水区 域	上区、中区、下区、東区、六府方区、住ノ江、南区、東六府方区